

別 表 3

| | |
|-------|---|
| 番号 | 1 |
| 措置の名称 | 地域森林計画及び市町村森林整備計画等に関する通知の発出 |
| 措置の内容 | <p>森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 5 条に規定する地域森林計画及び同法第 10 条の 5 に規定する市町村森林整備計画について、</p> <p>1) 両計画をたてる過程において都道府県及び市町村の双方の意見を反映させること</p> <p>2) 両計画において伐採の在り方等を定めることにより、同法第 11 条に規定する森林経営計画を認定する要件とすること</p> <p>3) 同法第 10 条の 8 に規定する伐採及び伐採後の造林の届出について、届出書に図面等の添付を求めることが可能である旨、各都道府県林務担当部長あてに「森林計画制度の運用上の留意事項について」（平成 21 年 3 月 12 日付け 20 林整計第 230 号林野庁森林整備部計画課長通知）を発出し、周知している。</p> |
| 関係省庁 | 農林水産省 |

| | |
|-------|---|
| 番号 | 2 |
| 措置の名称 | 都道府県森林審議会の所掌事務に関する通知の発出 |
| 措置の内容 | 森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 68 条第 2 項に規定する都道府県森林審議会の所掌事務に係る「この法律の施行に関する重要事項」という規定については、都道府県知事の判断により都道府県の林務施策全般が対象となり得るものである旨、各都道府県林務担当部長あてに「都道府県森林審議会の所掌事務の範囲について」（平成 21 年 3 月 12 日付け 20 林政企第 122 号林野庁林政部企画課長通知）を発出し、周知している。 |
| 関係省庁 | 農林水産省 |

| | |
|-------|---|
| 番号 | 3 |
| 措置の名称 | 出入国在留管理行政に関する意見交換会の実施 |
| 措置の内容 | 北海道の意見の出入国在留管理行政への反映を検討すべく、北海道との定期的な意見交換会を実施する。 |
| 関係省庁 | 法務省、厚生労働省 |

| | |
|-------|---|
| 番号 | 4 |
| 措置の名称 | 地縁による団体が地域的な共同活動のために保有する「不動産又は不動産に関する権利等」の範囲に関する通知の発出 |
| 措置の内容 | 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 1 項の規定による「不動産又は不動産に関する権利等」については、平成 3 年 4 月 2 日付け行政課長通知によりその対象範囲を示しているが、当該対象範囲をより明確化するために、各都道府県総務部長あてに地縁による団体に係る認可事務について（平成 21 年 4 月 1 日付け總行第 41 号総務省自治行政局行政課長通知）を発出し、周知している。 |
| 関係省庁 | 総務省 |

| | |
|-------|---|
| 番号 | 5 |
| 措置の名称 | 保安林の指定及び指定の解除に関する通知の発出等 |
| 措置の内容 | <p>「地方分権改革推進要綱（第1次）」（平成20年6月20日地方分権改革推進本部決定）に基づき、一の都道府県内で完結する水系内の河川を都道府県に移管するのに合わせて重要流域の指定を外すことにより、国による当該重要流域の保安林の指定・解除の権限を都道府県に移譲することとした。</p> <p>また、「平成26年的地方からの提案等に関する対応方針」（平成27年1月30日閣議決定）に基づき、保安林の指定・解除について、一級河川を含まない重要流域について、流域の全ての県から要請があった場合、国と協議を行い、協議が整ったものから重要流域の指定を外すことにより権限の移譲を行うこととした。</p> |
| 関係省庁 | 林野庁 |

| | |
|-------|---|
| 番号 | 6 |
| 措置の名称 | 条例による事務処理の特例に関する通知の発出 |
| 措置の内容 | 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 17 の 2 に規定する条例による事務処理の特例に關し、条例において、市町村が処理することとなる事務の範囲及び対象となる市町村を明確に規定することにより、道の判断により地域の実情に応じて、特定の市町村に対して包括的に事務を移譲することは可能である旨、北海道総合政策部長あてに条例による事務処理の特例制度の運用について（平成 21 年 4 月 1 日付け總行行第 38 号総務省自治行政局行政課長通知）を発出し、周知している。 |
| 関係省庁 | 総務省 |

| | |
|-------|---|
| 番号 | 7 |
| 措置の名称 | 福祉有償運送に係る運送の区域に関する通達の改正等 |
| 措置の内容 | 道路運送法施行規則（昭和 26 年運輸省令第 75 号）第 51 条の 4 第 2 項に規定する運送の区域に関し、あらかじめ定められた運送の区域に旅客の運送の帰属性が認められるものは、運送の区域の特例としてこれを認める旨、各地方運輸局自動車交通部長及び沖縄総合事務局運輸部長あてに福祉有償運送における運送の区域の特例的な取り扱いについて（平成 21 年 7 月 22 日付け国自旅第 83 号自動車交通局旅客課長通達）を発出し、福祉有償運送における運送の実態を踏まえた取扱いが可能となっている。 |
| 関係省庁 | 国土交通省 |

| | |
|-------|---|
| 番号 | 8 |
| 措置の名称 | 「コミュニティハウス」事業の推進に関する通知の発出 |
| 措置の内容 | <p>「コミュニティハウス」事業を推進するため、各都道府県知事あてに「コミュニティハウス」事業の推進について（平成 21 年 5 月 11 日付け社援発第 0511002 号厚生労働省社会・援護局長通知）を発出し、地域福祉及び雇用対策を推進する施策を検討するに当たっては、同事業及び「フレキシブル支援センター」構想を参考にするよう、周知している。（※）</p> <p>（※）「フレキシブル支援センター」の構想は、平成 21 年 2 月 6 日の緊急雇用・経済対策実施本部会合において雇用対策事業例として示されており、「コミュニティハウス」は、この「フレキシブル支援センター」の先行事例として紹介されている。</p> |
| 関係省庁 | 厚生労働省 |

| | |
|-------|--|
| 番号 | 9 |
| 措置の名称 | 道州制特別区域基本方針の変更に係る資料の提供等に関する通知の発出 |
| 措置の内容 | 特定広域団体が道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律（平成 18 年法律第 116 号）第 6 条第 1 項に規定する道州制特別区域基本方針の変更についての提案をするに当たり、道州制特別区域推進本部が同法第 26 条により国の行政機関等に対し資料の提供等を求めるることは可能である旨、北海道総合政策部長宛に「国の行政機関等に係る資料の提供等について」（平成 22 年 4 月 6 日付け閣副第 96 号内閣官房内閣審議官通知）を発出し、周知している。 |
| 関係省庁 | 内閣官房 |

| | |
|-------|--|
| 番号 | 10 |
| 措置の名称 | 郵便局の活用が可能な地方公共団体事務に関する通知の発出 |
| 措置の内容 | 地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律（平成 13 年法律第 120 号）第 2 条に規定する郵便局における事務の取扱いについて、地方公共団体は、指定した郵便局において 6 つの証明書の交付請求の受付及び当該請求に係る証明書の引渡しの事務を取り扱わせることができるほか、個別法に基づくものではなく地方公共団体が独自に交付している証明書について、各地方公共団体の判断により交付請求の受付及び当該請求に係る証明書の引渡しの事務を郵便局において取り扱わせることができる旨、各都道府県総務部長及び各指定都市総務局長宛に「郵便局の活用が可能な地方公共団体事務について」（平成 23 年 3 月 30 日付け総行経第 10 号総務省自治行政局行政経営支援室長通知）を発出し、周知した。 |
| 関係省庁 | 総務省 |

| | |
|-------|--|
| 番号 | 11 |
| 措置の名称 | へき地等における医師の配置基準の緩和に関する通知の発出 |
| 措置の内容 | 医師の確保が困難なへき地等の病院における医師の配置基準を緩和することについては、医療法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 50 号）第 50 条の規定により対応することが可能である旨、「病院の医師の配置基準に係る特例措置について」（通知）（平成 22 年 7 月 20 日付け医政総発第 0720001 号厚生労働省医政局総務課長通知）を発出し、周知している。 |
| 関係省庁 | 厚生労働省 |

| | |
|-------|--|
| 番号 | 12 |
| 措置の名称 | 自家用有償旅客運送の登録の有効期間の更新の登録等に関する通知の発出 |
| 措置の内容 | <p>道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）第 79 条の 6 第 1 項に規定する自家用有償旅客運送の登録の有効期間の更新の登録に際して必要となる同法第 79 条の 4 第 1 項第 5 号に定める合意については、書面による協議が可能である旨、各地方運輸局長及び沖縄総合事務局長宛に「道州制特別区域基本方針の一部変更に伴う道路運送法関係通達の一部改正等について」（平成 25 年 4 月 10 日付け国自旅第 633 号自動車局長通達）を発出し、周知している。</p> <p>また、市町村運営有償運送（交通空白輸送）において、デマンド運行を行う路線（道路運送法第 79 条の 2 第 1 項第 3 号の路線をいう。）を字等の区域単位で設定することができる旨、各地方運輸局長及び沖縄総合事務局長宛に「道州制特別区域基本方針の一部変更に伴う道路運送法関係通達の一部改正等について」（平成 25 年 4 月 10 日付け国自旅第 633 号自動車局長通達）を発出し、周知している。</p> |
| 関係省庁 | 国土交通省 |

| | |
|-------|---|
| 番号 | 13 |
| 措置の名称 | 無償運送として実施可能な範囲等に関する通知の発出 |
| 措置の内容 | 現行制度で無償運送として実施可能な範囲及び北海道においてタクシー事業者の営業所が存在しない市町村におけるタクシー事業の参入要件について、北海道運輸局自動車交通部長宛に「北海道アウトドア優良事業者による道路運送法における許可を要しない運送の態様の明確化等について」（平成25年3月29日付け国自旅第634号自動車局旅客課長通達）を発出し、周知している。 |
| 関係省庁 | 国土交通省 |

| | |
|-------|---|
| 番号 | 14 |
| 措置の名称 | 特定非営利活動促進法における国税庁との連携に関する通知の発出等 |
| 措置の内容 | <p>平成 24 年 4 月 1 日から改正後の特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）が施行されることにつき、国税庁はこれまで認定事務の一般的なノウハウを各種説明会等を通じて地方団体に提供してきており、今後も地方団体の要望を踏まえ同様に対応していくこととしている旨、また、同法においては、国税、地方税の賦課・徴収の両面において納税義務を遵守していないことを示す滞納処分及び重加算税賦課決定処分について、税務当局が認定特定非営利活動法人等にこれら処分を行ったことを新たに欠格事由とし（第 47 条）、これら処分の有無について、所轄庁が国税庁長官等の意見を聞くことができる規定（第 48 条、第 65 条第 7 項、第 67 条第 4 項）、及び、当該事由があると疑うに足りる相当な理由があるため所轄庁が当該認定特定非営利活動法人等に対して適切な措置を探ることが必要であると認める場合には、国税庁長官等が所轄庁に対して意見を述べることができる規定（第 68 条第 2 項）（いわゆる双方向の情報共有規定）が措置済みである旨、北海道環境生活部長宛に「特定非営利活動促進法における国税庁との連携について」（平成 24 年 3 月 30 日付け府市第 192 号内閣府大臣官房市民活動促進課長通知）を発出し、周知している。</p> <p>また、同法の改正による新たな認定制度の執行に係る費用については、「新しい公共支援事業」による基金の活用について措置を講じたほか、所要の地方財政措置が講じられている。</p> |
| 関係省庁 | 内閣府、国税庁 |

| | |
|-------|--|
| 番号 | 15 |
| 措置の名称 | 構造方法等の認定に関する通知の発出 |
| 措置の内容 | 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 68 条の 25 第 1 項に規定する構造方法等の認定について、郵送による申請書類の提出及び認定書等の交付（申請書類については、対面による確認の必要性が比較的低い建築材料等の認定に係るものに限る。）を可能とする旨を、各指定性能評価機関の長及び各承認性能評価機関の長宛に「構造方法等の認定申請書の郵送による提出等について」（平成 28 年 3 月 25 日付け国住指第 4212 号国土交通省住宅局建築指導課長通知）を発出し、周知している。 |
| 関係省庁 | 国土交通省 |